

第 1 整備を行う診療施設の内容とその他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

本県における産業動物の診療施設については、個人開設施設が多く、全体の約70%を占め、全地域において重要な役割を担っている。個人開設者の一部は、小動物も診療の対象としているが、日常的に産業動物の診療を行っている施設については、診療件数の多少に拘らず、産業動物診療施設として取り扱った。

県が開設主体となっている5カ所の診療施設は、すべて家畜保健衛生所である。農業協同組合等の開設は、県経済連、県酪連、県畜連等の農業団体及び養鶏農協、地域酪農協、畜産農協、荒尾競馬組合等による開設の13施設である。また、会社法人等が開設主体になっているものうち2カ所が乳業会社で、薬品販売会社、飼料会社、種鶏場各1カ所が含まれる。その他の団体の開設には、各地域の自衛防疫促進協議会等の施設が含まれる。

なお、広域に亘り診療業務を行っている施設のうち、県酪連、県経済連及び県畜連は県下全域を、また、農業共済組合のうち、中央地域の事務組合の開設については、11市町村を、また、城北地域の事務組合の開設については、8市町村を管轄する。

(平成12年に組織再編があり、現在は事務組合ではなく農業共済組合となっている。) 特に、農業共済組合、農業協同組合等が開設する施設においては、全体の中で占める割合は少ないながらも、広域に亘り組織的な診療活動を展開し、県内の産業動物獣医療の重要な役割を担っている。

産業動物の診療施設の開設主体別内訳

地 域	合 計	内 容 (開設主体別内訳)						備 考
		県	市 町 村	農 業 協 同 組 合 等	農 業 共 済 組 合	其 他 の 団 体	社 会 法 人 等	
中央地域	43	1	0	5	1	4	5	27
城北地域	55	1	0	6	1	5	11	31
阿蘇地域	34	1	0	0	1	1	4	27
城南地域	31	1	0	1	0	2	0	27
天草地域	16	1	0	1	0	1	0	13
合 計	179	5	0	13	3	13	20	125

資料：獣医療法第3条の届け出（平成10年12月31日現在）

注：診療施設には、獣医療法第7条に規定する「往診療者等」を含む

(2) 主要な診療機器等  
ア 診療施設の整備状況  
地域別産業動物診療施設別診療機器等の整備状況は、下表のとおりであるが、その詳細は、次のとおりである。

主要な診療機器及び施設等の整備状況調査は、すべての産業動物診療施設について調査し、施設については、診察室、手術施設、解剖焼却施設の有無について調査した。解剖及び焼却施設については、すべて家畜保健衛生所の施設であり、その能力は大動物の解剖、焼却の他手術にも応用可能である。焼却施設は100kg/h～180kg/hの能力を有するが、実際は、成牛(約600kg)1頭を焼却するのに2～3日を要する。また、近年、家畜保健衛生所に住宅が隣接したことから、家畜保健衛生所によっては自由に焼却できない環境にある。さらにBSEの発生に伴い、BSEの検査に係る施設等の整備が求められている。手術施設は共済組合の1施設のみである。(単位：カ所)

地域	開設者区分	診療施設数	診察室	手術室	解剖室	焼却施設	エスエス装置	うちエスエス装置保有	入院施設	備考
城北地域	農協									
	共済									
	個人	1				2				
阿蘇地域	個人	1	1		1					
	共済									
	個人	1	1		1					
城南地域	個人	1	1		1					
	共済									
	個人	1	1		1					
天草地域	個人	1	1		1					
	共済									
	個人	1	1		1					
合計	個人	1	1		1		2			
	共済									
	個人	1	1		1					